

和歌山県過疎地域等政策支援員設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）に基づき和歌山県（以下、「県」という。）が設置する「和歌山県過疎地域等政策支援員（以下、「支援員」という。）」の業務等に関し必要な事項を定める。

第2 目的

過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するためには、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく必要があることから、県が専門人材を確保・活用することによって、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。

第3 業務内容

支援員は、地域住民、事業者、関係機関及び市町村等と連携し、設置目的に応じた別途定めた業務を行う。

なお、その業務については、過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村を対象地域とし、過疎地域を有しない市町村（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）の支援業務に従事する時間の合計が、過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。また、条件不利地域又は人口急減地域を有しない市町村の支援業務には従事しないものとする。

第4 委嘱

支援員の委嘱は知事が行い、委嘱者については、県ホームページに掲載し公表する。

なお、委嘱方法及び委嘱に当たっての具体的な要件並びに名称は、支援員の設置目的に応じた別途定める。

第5 委嘱期間

支援員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

第6 委託料

支援員の委託料については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識・技術及び職務経験等の要素を考慮して定める。

第7 守秘義務

支援員は、業務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第8 解任

知事は、支援員が次の各号に該当する場合は、支援員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障等のため、支援員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 支援員としてふさわしくない非行があったとき
- (4) 第1号から第3号の他、別途定める事項に該当したとき

第9 県の役割

支援員の活動が円滑に実施できるよう、県は必要に応じて次に掲げる支援等を行う。

- (1) 支援員の活動に関するコーディネート
- (2) 市町村、関係機関等との調整
- (3) その他、支援員の円滑な活動に必要なこと

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和8年5月19日から施行する。